

申込書兼契約書「プランネルフリーローン300」

広告番号
GGG999

別紙契約条項及び個人情報の取扱いについて自署をもって承諾、同意のうえ、私は「プランネルフリーローン300」を申込致します。

- ◆必要事項は必ずご本人様をご記入ください。 ◆申込書が到着後、審査があります。お役に立てない場合もあります。
- ◆ご記入なき場合は返却させていただくこともございますので、ご記入もれのないようご注意ください。
- ◆太枠内をご記入又は、○印をお付けください。 ◆融資金の受け取り口座は、申込人ご本人様の口座に限ります。

		お申込日		年	月	日
お申込者欄	フリガナ			自宅電話	-	-
	お名前 (自署)			携帯電話	-	-
		生年月日	昭和 平成	年	月	日
	現住所	〒	-	性別	年齢	
		①男 ②女	歳			
		お持ちの保険証				
				①社会保険証 ②国民健康保険証 ③後期高齢者医療被保険者証 ④なし		
プランネルを利用したこと		弊社からの連絡方法		他社からのお借り入れ		
①ある ②ない ③利用中		①自宅 ②携帯 ③勤務先		件	万円	
主たる収入	職業	①会社員 ②公務員 ③自営業 ④パート/アルバイト/派遣社員 ⑤専業主婦(夫) ⑥年金受給者 ⑦その他()				
	お勤め先	勤務先名	勤務先電話番号	所在地市区町村	税込年収(勤続年数)	
			-	-	市区町村 万円(年)	
	年金	年金の種類		年間受給額(または2ヶ月)		
①厚生年金 ②国民年金 ③共済年金		①年間受給額(控除前) ②2ヶ月受給額(控除前) 万円				
配偶者	配偶者の有無	①あり ②なし				

ご融資希望額	希望返済回数	取引目的
10万円以上300万円迄	万円 (最長96回迄)	回
ご希望返済方法	①銀行引落(6または20日) ②郵便引落(6または20日) ③郵便振込(5または25日)	
融資金振込み先	1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 農協	1. 支店 2. 出張所
	ゆうちょ銀行	1. 普通 2. 当座
種目コード	契約種別コード	通帳記号
166341		0の
		通帳番号(右づめで)

↑銀行・ゆうちょ銀行のどちらか一方をお選びください。

ご返済方法が郵便振込の場合、振込手数料はお客様負担となります。手数料のかからない銀行又は郵便の口座引落しをおすすめします。

〈契約内容〉

この欄は
記入しないで
ください。

お客様番号	契約年月日	20	年	月	日	融資金額	0000	円	
返済方式	元利均等分割返済		返済回数	回	返済日	毎月	日	円	
返済方法	1.銀行引落 2.郵便引落 3.郵便振込		毎月の返済額					円	
返済期間	自	20	年	月至	20	年	月	返済金額の合計額(総返済額)	円
貸付利率(実質年率)	100万円未満:18.0% 100万円以上300万円未満:15.0% 300万円:4.5%		遅延損害金年率	年20.0%					
受取書面	1.契約書(1通) / 受取書面2.年収証明書類 ①源泉徴収票(通) ②年金証書・年金通知書(通) ③確定申告書(通) ④納税通知書(通) ⑤その他(通) / 受取書面3.本人確認書類 ①運転免許証等(通) ②保険証(通) ③その他(通)								
従前のオーダーNo.		借換日までの従前の残元金	円	利息損害金	円	元利合計		円	

契約内容等に関するご相談・お問い合わせはこちら

株式会社プランネル

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル 通話料無料 0120-70-7777
登録番号:東京都知事(13)第07439号/日本貸金業協会会員 第002797号

当社が契約する指定紛争解決機関の名称は、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター 0570-051-051

契約条項

第1条 (契約の内容)

借主は、貸付金額を、貴社の返済方式に従って返済します。(なお、借換えした場合の従前の残債務は貸付金額から精算します。) また、融資翌日から第1回目返済日迄の期間利息は最終返済日に調整するものとします。

第2条 (契約の成立)

本契約は、借主が金銭を受領した日に契約が成立するものとします。

第3条 (利息の計算方法)

利息は本契約の貸付利率により次のように計算されます。(融資残高×貸付利率×経過日数÷365(うるう年は366)) 利息の計算にあたっては、1年を365日(ただしうるう年は366日)と計算し、返済日を算入し、融資当日を算入しないものとします。

第4条 (返済方法及び返済場所)

借主は本契約の返済方法により貴社名義の金融機関口座への振込、借主名義の金融機関口座からの口座振替にて支払って頂きます。

第5条 (賠償額の予定)

期限後、又は期限の利益を失ったときは、その翌日以降完済に至るまで本契約の遅延損害金を支払うものとします。(年365日。うるう年は366日の日割計算)

第6条 (返済期日前の返済)

借主は、返済期日前であっても元本の一部、又は全部を支払うことができます。この場合返済をする日までの利息をあわせて支払うものとします。

第7条 (期限の利益の喪失)

1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には貴社から通知催告がなくとも、貴社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

(1)貸付金の返済(分割返済を含む)または利息の支払いが約定返済期日に1回でも遅延したとき。

(2)仮差押、仮処分、強制執行、担保権実行の申立てを受け、又は破産及び民事再生の申立てがあったとき。

(3)転職、転勤もしくは住所変更の届出を怠り、または借主の所在が不明となったとき。

(4)この契約にかかる融資申込みに際して虚偽の申告をしていたとき。

2.借主が、暴力団員等若しくは第14条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは、同条第2項の①から⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は貸主から請求があり次第、貸主に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

3.前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、貸主になんらの請求をしません。また、貸主に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第8条 (各回の返済期日及び返済金額の設定方式)

返済期日は本契約の毎月の返済日(口座振替金融機関が休日の場合は翌営業日)とし返済金額は元金及び利息とします。又返済金額は未収利息、損害金、利息、元金の順に充当します。

第9条 (変更の届出)

借主が転職、転勤または住所変更をするときは、事前に貴社に書面で通知します。

第10条 (合意管轄裁判所)

この契約に関して訴訟その他の法的手続の必要が生じたときは、ここに貴社の営業所所在地を管轄する裁判所とするにあらかじめ同意します。

第11条 (負担すべき元本及び利息以外の金銭)

借主が契約に関し元本、利息、損害金以外の金銭の負担はないものとします。

第12条 (受け取る書面の内容)

融資の申込みを受けた場合、申込み書面、本人確認書類(運転免許証、各種保険証など)、また必要に応じて収入証明書などその他の書類の提出を要求する場合があります。また、貸付の契約にかかる勧誘を行うことをあらかじめ承諾します。契約書以外の貸主に差し入れられた書面は全て貸主が定める期間

貸主が保管し、借主には返還しません。

第13条 (契約の変更等)

1.本契約の規定を変更した場合、貸主はその変更内容を通知(貸主が運営するWebサイト上への掲載、書面通知、電子メールの送信)又は貸主が相当と認める方法で公告します。

2.前項の通知又は公告がされた後に借主が本契約に基づく取引をした場合、貸主は、借主がその変更内容を承諾したものとみなします。

第14条 (反社会的勢力の排除)

1.借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2.借主は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貸主の信用を毀損し、又は貸主の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。

個人情報のお取り扱いについて

第1条 個人情報の収集・保有・利用、預託

契約者(申込者を含む。以下同じ。)、は、本契約(本申込を含む。以下同じ。))を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

①所定の申込書に契約者が記載した契約者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、預金口座、家族構成、住居状況等

②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数

③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況

④本契約に関する契約者の支払い能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、契約者が申告した契約者の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況

第2条 個人情報の利用

契約者は、当社が下記の目的のために第1条①②の個人情報を利用することに同意します。

①当社及び当社グループ会社の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービスのために利用する場合

②当社内部における市場調査及び金融商品・サービスの開発・研究のために利用する場合

第3条 個人情報の第三者への提供

契約者は、当社が下記の目的のために第1条①②③の個人情報を当社提携先に提供することに同意します。

①預金口座より月々の返済金を自動引落すために提供する場合

②与信後の権利の保存、管理及び権利行使のために提供する場合

第4条 信用情報機関への登録・利用

(1)個人情報の使用

当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という。)及び加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という。)に契約者の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。

(2)信用情報機関への提供

当社は、契約者に係る本申込及び本契約に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、並びに申込日及び申込商品種別等の情報(以下、「申込情報」という。)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状

況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)を、加盟先機関に提供します。

(3)登録加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は照会日から6カ月以内です。又、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については、契約内容、返済状況、又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容に関する情報、返済状況に関する情報、取引事実に関する情報の登録期間は契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)です。

(4)他会員への提供

加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。

(5)電話接続状況履歴の取得

当社が、加盟先機関から電話接続状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。)の提供を受け、契約者が識別される個人データとして取得し、返済又は支払能力の調査に使用します。

(6)当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関

当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下のとおりです。

(当社が加盟する信用情報機関)

株式会社日本信用情報機構

Tel:0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

(当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関)

全国銀行個人信用情報センター Tel:03-3214-5020

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社シー・アイ・シー Tel:0120-810-414

<https://www.cic.co.jp/>

第5条 個人情報の開示・訂正・削除

(1)契約者は当社及び第4条で記載する信用情報機関に対して個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①当社に開示を求める場合には第8条記載の営業所にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。

②信用情報機関に開示を求める場合には第4条記載の信用情報機関に連絡して下さい。

(2)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条 本同意条項に不同意の場合

当社は、契約者が本契約の必要な記載事項(契約書表面で契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条 利用・中止の申出

本同意条項第2条による同意を得た範囲内で当社及び当社グループ会社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社及び当社グループ会社での利用を中止する措置を取ります。

第8条 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ等の窓口

個人情報の開示・訂正・削除についての契約者の個人情報に関するお問い合わせや、利用中止、その他のご意見の申出にしましては、下記までお願いいたします。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル

株式会社ブランド TEL:0120-70-7777

受付時間 平日 AM9:00～PM5:30(土日祝・年末年始休み)

第9条 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第4条(3)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条 条項の変更

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

委託者番号
45692

顧客コード
00000

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収・加)

銀行・金庫・組合


御中

ゆうちょ銀行

収納代行会社 三菱UFJファクター株式会社

年 月 日

※預金口座振替規定は下記を参照してください。

フリガナ		届出印
預金者名		

押印して
ください
ご印鑑は
鮮明に

銀行 金庫 組合 農協	金融機関名	1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 農協			支店 出張所	
	金融機関コード		支店コード			
委託者名 株式会社プランネル					預金種目	預金口座番号(右づめで)
					1.普通(総合)	

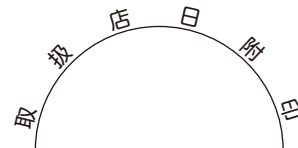
(払込日)
振替日
プランネルが
指定した日
(休業日の
場合は翌
営業日)

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別 コード	通帳記号	通帳番号(右づめで)
	1 6 6 3 4		1 0 の	
払込先口座番号		00120-6-60120	払込先加入者名	プランネル

(お願い)
預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)に不備がありましたら、下記の該当箇所には○印を付けてご返送ください。

金融機関 → 〒101-8637 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地 ワテラスタワー 三菱UFJファクター株式会社宛
ゆうちょ銀行 → 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル (株)プランネル 口座振替係宛

金融期間使用欄
1. 印鑑相違 2. 印影不鮮明 3. 番号相違 4. 口座該当ナシ 5. 名義人相違 6. 支店名相違 7. その他()



私は収納代行会社三菱UFJファクター株式会社を通じて請求されたローン代金等を私名義の上記預金口座より口座振替により支払うこととしたいので下記の事項を確認の上、依頼いたします。(ゆうちょ銀行からの自動払込みを除く)

預金口座振替規定

- 三菱UFJファクター株式会社から私が支払うべきローン代金等の引落し請求が貴行(金庫・組合)に送付された場合は私に通知することなく請求書に記載された金額を振替日に指定預金口座から支払ってください。
- 預金の引落しにあたっては、普通預金規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書の提出はいたしません。
- 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
- この契約は、貴行(金庫・組合)が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- この預金口座振替について仮に紛議が生じて、貴行(金庫・組合)の責によるものを除き、貴行(金庫・組合)にはご迷惑をかけません。

以上

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

申込書に必要事項をご記入後、当社までお送りください。

01

申込書兼契約書「プランネルフリーローン300」を印刷し、必要事項をご記入ください。

- ・必要事項は必ずご本人様をご記入ください。
- ・ご記入なき場合は返却させていただくこともございますので、ご記入もれのないようご注意ください。

02

本人確認書類と収入証明書類をご準備ください。

本人確認書類(いずれか2点)

- 運転免許証(おもて面、うら面)の写し
- 運転経歴証明書(おもて面、うら面)の写し
- マイナンバーカード(おもて面)の写し
- 在留カードの写し

収入証明書類(いずれか1点)

お勤めの方

- 給与明細書(直近2ヶ月分)の写し
- 所得証明書の写し
- 源泉徴収票の写し

自営業の方

- 所得証明書の写し
- 確定申告書の写し

年金受給の方

- 年金振込通知書の写し
- 年金額改定通知書の写し
- 所得証明書の写し

03

お持ちの封筒に下記書類を入れて右の宛名を切り取り、必ず封筒の上部に貼ってください。完成後、ポストにご投函ください。切手は不要です。

封入前に必要書類が揃っているかをご確認ください。

- 申込書兼契約書「プランネルフリーローン300」
- 本人確認書類
- 収入証明書類
- 預金口座振替依頼書(口座引落しご希望の方)

✂ 切り取り線

料金受取人払郵便
〒1028790
1028790
(定形郵便物)
228

(受取人)
東京都千代田区紀尾井町3-12
紀尾井町ビル 5F
日本文化センターグループ

プランネル 行

差出有効期限
2027年7月
24日まで
(切手不要)

3571
〒1028790
1028790

✂ 切り取り線